

「新産業創出ネットワーク事業（専門家による伴走支援）」業務委託仕様書

1 業務委託内容

(1) 専門家の選定

企業の新事業創出に関して豊富な経験を持つ専門家を選定すること。

(2) コンサルティング支援

上記(1)の専門家によるコンサルティング支援については以下の内容を満たすこと。

| | |
|---------------|---|
| 実施時期 | 令和5年5月～令和6年2月 |
| 実施方法 | 対面方式及びW e b方式の併用 |
| 対象事業者の範囲及びその数 | ① 新規事業の事業化から販路開拓までの各段階においてコンサルティング支援を受けて新事業創出を目指そうとする県内の中小企業者 ② 令和5年度から新事業創出支援事業補助金を活用する補助事業者 ③ 令和4年度から継続して県内の新事業創出支援事業補助金を活用している補助事業者 対象事業者数は、上記①、②、③を合わせて15社程度 |
| その他 | 具体的な実施時期、実施方法、実施回数について、かごしま産業支援センター及び伴走支援を受ける事業者と協議の上、決定すること。 なお、「対象事業者の範囲及びその数」の①に係る事業者の募集は受託者が行うこと。 但し、対象企業の決定はかごしま産業支援センターと協議のうえ、行うこと。 |

(事業者によって、実施回数等に差異が生じることが想定されるため、支援の詳細は契約締結後の協議とする。)

(3) 進捗状況管理

コンサルティング支援の実施状況を取りまとめ、定期的にかごしま産業支援センターに報告すること。

(4) 関係機関との連携

技術的な課題や資金的な課題等、コンサルティング支援で解決が困難な事案が発生した際は、受託者は可能な限り課題解決を図るために関係機関と連携する。また、課題解決が困難と判断される場合は、速やかにかごしま産業支援センターへ報告すること。

(5) 効果検証の実施

当該年度の支援事業者に対してアンケート等を実施し、事業効果を検証すること。

(6) 報告書の作成

実施結果（支援内容、開催の様子がわかる写真等）、アンケート結果、効果検証等について取りまとめた報告書を作成し、提出すること。

2 その他

(1) 悪意がある場合や目的を達成できない程度が甚だしい場合には、事務費の全部又は一部の返還を求める場合がある。

(2) 受託者は、委託業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、かごしま産業支援センターと協議の上、業務を遂行すること。